

# 一般廃棄物収集運搬業許可証

札幌一廃許可 第 1 号

住所 札幌市中央区北 1 条東 1 丁目  
氏名 財団法人札幌市環境事業公社  
理事長 守屋 出

札幌市長 上田 文雄



(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 項の許可を受けた者であることを証する。

許可の年月日 平成 6 年 4 月 1 日  
許可更新の年月日 平成 22 年 4 月 1 日  
許可の有効年月日 平成 24 年 3 月 31 日

## 1 事業の範囲

(1) 一般廃棄物のうち次に掲げるもの以外の収集運搬

- ア 本市が収集運搬する一般廃棄物
- イ 浄化槽汚泥及び水洗し尿
- (2) 積替え保管 (資源化を目的とした場合に限る)
- ア 家庭系廃パソコン及びその周辺機器
- イ 事業所用専用ごみ袋 (黄色グリーンペイド袋) で収集した事業系一般廃棄物

2 営業の区域 札幌市

3 許可の条件 なし

許可の更新の状況	市長印
許可更新の年月日 平成 24 年 4 月 1 日	
許可の有効年月日 平成 26 年 3 月 31 日	
許可更新の年月日	年 月 日
許可の有効年月日	年 月 日

## 4 積替え保管の場所

- (1) 1(2)アの家庭系廃パソコン及びその周辺機器に限る
  - ア 中央区北 1 条東 15 丁目 140 番地
  - イ 西区二十四軒 4 条 2 丁目 2 番 1 号
  - ウ 東区北丘珠 3 条 4 丁目 659 番地 22
  - エ 東区丘珠町 316 番地 1
  - オ 豊平区月寒東 2 条 18 丁目 7 番 23 号
  - カ 北区新川 3 条 14 丁目 10 番 1 号
  - キ 北区篠路町拓北 162 番地 61
- (2) 1(2)イの事業所用専用ごみ袋 (黄色グリーンペイド袋) で収集した事業系一般廃棄物に限る
  - ア 北区篠路町福移 153 番地

平成24年4月9日

細野豪志環境大臣（産廃、一般廃棄物課）

FAX03-3593-8264

FAX03-3264-8263（一般廃棄物課、吉峰担当）

東京都、栃木県、北海道庁知事（廃棄物課）

東京都内各区、市、札幌市他市廃棄物課課長

札幌高検 川村博検事長

運輸局貨物課

石狩振興局環境生活課、保坂主査

建設業者、運送事業者他

損保犯罪被害者の会

札幌市東区伏古2条4丁目8-14

(有) HAハウスリメイク 山本弘明

TEL 011-784-4046

FAX 011-784-5504



@環境省一般廃棄物課、吉峰担当は” 現行の法律規定と実務を鑑みた場合、一般、産業廃棄物処理法、リサイクル法、貨物輸送取扱い事業法、憲法第29条、個人の財産権保護規定をクリアして、廃棄物処理を全て合法に行う事は不可能” と答えました

1、当会からの数多くの「一般、産業廃棄物処理法、リサイクル法、貨物輸送取扱い事業法、建設廃材処理法、憲法第29条規定クリアによる廃棄物、家財処理の方法を答えるように」この質問に、本日、環境省一般廃棄物課、吉峰担当は”合法、合憲に問い合わせ内容処理方法を答える事は不可能です”と答えました。

(1) 一般、産業廃棄物収集運搬業許可が知事、市町村長から発行されているが、貨物輸送取扱い事業法をクリアせずでも、一般、産業運搬事業許可を発行しており、国所管法律を満たしていない許可で有る事は確かです。

(2) 運送業者が引越しを装い、一般廃棄物を請負って運び、一旦運送業者の敷地に運び、分別して売れる物は売り、残りの廃品を廃棄物処理業者に処理させて居る行為も、合法理論は無いです” 地方自治体による積み替え保管施設許可無しでのこの作業も合法理論は無いです”

(3)建設業者がリフォーム、解体工事で顧客の私有物を廃棄処分する場合”どの官庁がどの法律により、廃棄物処理法、リサイクル法規定を課すとするかも、合法的な根拠は不明なケースが一杯あります”

(4)液体廃棄物、石油製品の油、農薬、劇薬等多量の場合のの合法処理方法は、実際無いです。

(5)廃棄物処理法とリサイクル法を組み合わせた場合”自治体毎、古物商毎で廃棄物処理物、リサイクル購入物が異なっていますので、合法的な処理がどれかは、答えは無いです”

(6)札幌市が一般廃棄物請負処理業を行った事は”前提として自治体を受けて仕切っている行為では有りませんので、大前提が違法でしょうね”

2、こうした答えを、先ずは電話の問い合わせに対し出しました「産業廃棄物課とも協議の上、文書回答するよう更に申し入れて有ります”公務を憲法、法律に沿っている貴殿らが必須で回答を取り、われわれ国民に文書で答える責任が有る事案です、憲法、法律責任を果たすべきです”」

平成24年4月10日

〒060-0042  
札幌市中央区大通西10丁目  
札幌国税局 橋本 元秀局長殿  
TEL 011-231-5011

損保犯罪被害者の会

札幌市東区伏古2条4丁目8-14  
(有) HAハウスリメイク 山本弘明  
TEL 011-784-4046  
FAX 011-784-5504

@財団法人札幌市環境事業公社をダミーとして、札幌市事業廃物課が”偽装引越しを請け負って、一般廃棄物処理業を行っている事を見逃す理由を答えて下さい”産業廃棄物不法埋設建築物を公権力がこの事実を隠し売却して、登録免許税、印紙税、消費税を支払わされている事は多重詐欺です他

1、先程電話にても追求しましたが「札幌市役所が設立した、財団法人札幌市環境事業公社、実態は札幌市、による”偽装引越し、事実は一般廃棄物搬出、運搬、あらゆる廃棄物を一緒に産廃業者の塵収集車に投げ込み、圧縮して運び、札幌市清掃工場が税金を使い、一定の分別を行い、処理”」この事業は犯罪を重ねた事業でしょう。

2、この犯罪偽装引越し請負事業、実際は一般廃棄物運び出し、運搬、最終処理事業を「委任者と市役所、ないし札幌環境事業公社との間の契約書無し、人工、車両費、分別費、廃棄処理費見積もり無し、古物商に売却する物品の金員処理方法無し、マニフェスト無し、こんな業務実態で”帳簿、税務処理は出来ません、偽装引越し請負の段階で犯罪です” 国税が故意に札幌市環境事業公社、市役所犯罪を見逃していなければ不可能です」

3、地中に産業廃棄物素材、廃棄物を埋設しながら”近未来に莫大な資金を投じて産廃処分をさせられる事実を隠蔽しての土地建物売買は犯罪、詐欺です”まして公権力がかかる諸行を繰り返している事は、国家権力テロです、こんな詐欺不動産取引で、登録免許税、印紙税、消費税を取られる謂れは無いでしょう”偽造の確認済み、検査済み証明書発行でこうした詐欺不動産売買が通されている事も犯罪です、本文書記載内容証拠文書を添付します。

平成24年4月13日

〒060-0042

札幌市中央区大通西10丁目

札幌国税局 橋本元秀局長殿

TEL 011-231-5011

細野豪志環境大臣、産廃、一般廃棄物課

FAX 03-3593-8264

FAX 03-3593-8263 (一般廃棄物、吉峰担当)

札幌高検川村博 検事長

FAX 011-222-7357

高橋北海道知事 産廃対策、石狩振興局生活課

FAX 011-232-4970

FAX 011-232-1156

上田文雄札幌市長 市税課遠藤、事業廃棄物佐藤、環境対策村上

FAX 011-218-5149

FAX 011-218-5105

FAX 011-218-5108

都道府県、市廃棄物課、税務課

損保犯罪被害者の会

札幌市東区伏古2条4丁目8-14

(有) HAハウスリメイク 山本弘明

TEL 011-784-4046

FAX 011-784-5504

@国税もぐる、それだから札幌市環境事業公社犯罪請負業務も公然と通せているのです” 偽装引越し請負業務が通せているのです

1、札幌市環境事業公社は札幌市、市民が75パーセント出資している、実質市役所の事業です「公による事業でしょう、その事業者が” 偽装引越し、実際は一般廃棄物請負、リサイクル法も蹂躪しての、市の清掃工場もぐるとなつての犯罪廃棄物処理請負業務を公然と行い、通せているのは、国税もぐるだからです”」

2、勘定項目に「偽装引越し、実際は一般廃棄物運び出し処理請負業務」で通る道理がありません、そして「国税は廃棄物処理事業の闇、脱税の蔓延実態を、中国のオリンピックバブルによる、金属類高騰での廃棄物処理業者、

古物商、売り渡し業者の利益秘匿脱税を徹底調査して徴税した、最近までの実績を持っています、廃棄物処理事業のからくりを、今では熟知している事は調べてあるのですよ」

(1) 過去、解体資材の売買、処理は「利益の小さい商売なので、税務署は無関心でしたが”中国のオリンピックバブルの結果、金属類も時間毎に乱高下して、莫大な利益を廃棄物処理業者、古物商、解体、土木建設業者に齎せました”」

(2) これを知った国税は「古物商、廃棄物処理業者を徹底調査して、売り渡し業者も炙り出して、課税し捲くっています”古物商いは現金商売なので、売主も売却費を申告せず着服していましたので”」この事実が有る以上、国税は廃棄物処理事業、古物売買等事業の仕組みも熟知しているのですよ。

3、国税は「仕組みを知らない内は調査、課税は出来ません、ですから、調査方法を事業毎に調べて構築します”過去、弁護士連中は守秘義務が有る事を盾に取り、弁護士は税理士業務も自分で出来ますので、平然と脱税を行っていました”」「ここに切りこむ為に国税が取った調査方法が”裁判資料の徹底洗い出しを、裁判所に出掛けて行い、申告されていない受任事件を、担当弁護士に突き付ける手法でしたよね”」

4、札幌市環境事業公社も札幌市清掃工場業務も「税金で立ち上げられて行われている事業です、非合法を超えた犯罪業務を公認し続けて通る筈は無いのです”法の元の平等、法の徹底遵守を国家権力が破壊し続けて責任を負えるのですか、国税も」